

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう！

～ 労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要となります ～

- ◇ 事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務※に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。
- ◇ 法令改正により、歯科健康診断を行った事業者は、労働者数にかかわらず、遅滞なく**歯科健康診断結果報告書**を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- ◇ 現行の定期健康診断結果報告書（様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除し、歯科健康診断に係る報告書として「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を新たに作成しました（裏面参照）。
- ◇ 施行時期：令和4年10月1日以降

※ 有害な業務（労働安全衛生法施行令第22条第3項）
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその他支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

関係条文（労働安全衛生規則）

（歯科医師による健康診断）

第48条 事業者は、令22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務について後6月以内ごとに1回、定期に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

（健康診断結果報告）

第52条第2項 事業者は、第48条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

※ 関係法令

- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
令和4年4月28日 基発0428第1号
(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220428K0010.pdf>)
- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令
令和4年厚生労働省令第83号
(<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220428K0040.pdf>)



島根労働局・各労働基準監督署

(令和4年8月)

